

平成24年度 第3回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 平成25年1月16日(水) 15:30~17:30 |
| 会 場 | 市役所分庁舎2階 大会議室 |
| 出席者 | <p>会 長 長田 貴 委 員 宮崎 睦雄・竹田 千里・船橋 久郎・岡野 東子・山口 三七子・ 小林 正美・松矢 欣哲・加納 多恵子・内山 忠一・山下 陽子・ 津村 直行</p> <p>地域包括支援センター 芦屋市東山手地域包括支援センター 古田 明代・佐野 晶子 芦屋市西山手地域包括支援センター 川添 昌宏・大前 香織 芦屋市精道地域包括支援センター 吉田 三幸・三枝 久見子 芦屋市潮見地域包括支援センター 田中 喜代子・永島 千津子</p> <p>事務局 保健福祉部高年福祉課 奥村 享央・浅野 理恵子・広瀬 香・近藤 葉子</p> |
| 会議の公表 | <p>公 開 非公開 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由> 業務実施前の予定事業者の法人情報に関する部分について非公開としたもの</p> |
| 傍聴者数 | 0人 |

1 議題

- (1)介護予防支援業務の委託について
- (2)平成24年度上半期高齢者生活支援センター活動状況報告
- (3)その他

2 資料

- 資料1 介護予防支援業務の委託について
- 資料2 芦屋市地域包括支援センター事業の運営方針(案)

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告,説明し,委員に意見聴取する。

開 会

1 介護予防支援業務の委託について

(長田会長)

議事開始前に議事1については,情報公開条例第19条第2項に基づき,非公開としたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(全員一致で承認)

「介護予防支援業務の委託について」事務局より説明。

(事務局奥村)

ただいまの説明について,ご質問はございませんか。

(加納委員)

介護予防の中でどのようなことが重要だと思っておりますか。

(介護予防支援業務委託予定事業者)

介護予防は地域の中で要になると考えています。最初に市民の方が相談されるのは

地域包括支援センターだと思います。地域包括支援センターから委託を受けるということは事業所が地域のネットワークに加わり、情報の発信等ができるようになりますので、介護予防支援業務を受託したいと思います。

(竹田委員)

要支援者のプラン作成は要介護者とは異なると思います。地域包括支援センターではできない部分を委託していくということなのできちんと勉強していただきたいと思います。

この1年で要介護者のケアマネジメントを何件くらい担当されていたのですか。

(介護予防支援業務委託予定事業者)

3名です。

(事務局 奥村)

質問がないようでしたら協議のため事業所の方はご退席ください。

(長田会長)

事業所の説明を受けましたので、協議に移ります。ただいまの事業所については、介護予防支援業務委託事業所として承認でよろしいでしょうか。

(満場一致で承認)

2 平成24年度上半期高齢者生活支援センター活動状況報告

「平成24年度上半期の地域包括支援センターの活動状況報告」について事務局より説明。

(事務局 浅野)

介護予防一般施策の取組みと地域ネットワーク作りおよび地域ケアシステム構築業務について、各地域包括支援センターより報告をお願いします。

(西山手地域包括支援センター)

体操教室は、1クール6回で上半期は7回になっております。地域活動は、主に地域のお食事会への参加です。講演会の開催は、上半期はありませんでした。要因としては自治会の役員が変わり要望を聞けなかったこともあります。奥池から講演会と体操教室を月2回継続的に行って欲しいとの要望がありましたが、毎月西山手地域包括支援センターが開催するのが難しいので市役所の体操教室のご案内をしています。離れた地域での地区活動を今後どのように事業計画に取り入れていくかが今後の課題だと考えています。体操教室に関しても同じで現在西山手地域包括支援センターが開催しているさわやか教室以外に、同地区内に体操教室、さわやか教室が開催されていません。体操教室については次年度の事業計画を見直さないと普及啓発につながっていかないと思っています。

地域ネットワーク作りですがインフォーマルの会議につきましては定期的に参加している福祉推進会議やお食事会等です。

地域ケアシステム構築業務については、社会福祉協議会が事務局となっている地域発信型ネットワークに地域包括支援センターは高齢者部門として関わっています。山手地区では、機関紹介シートの作成を3年前から継続的に行っています。今後は機関紹介シートを全市的な取組みにしたいので社会福祉協議会から他の地域に対して協力を呼びかけていただいています。ほかの地域と会議が必要な時期となっていると思います。

(東山手地域包括支援センター)

介護予防一般高齢者施策の数字を訂正します。講演会開催は2件で、人数は3名です。体操教室は2クール実施していますが、参加者は同じ方が継続してご利用されている状況ですので、次年度に向けてパターンの変更等を検討しています。

地域ネットワーク作りは西山手地域包括支援センターとほぼ同じで、会議や行事等に参加しています。地区活動を次の機会につながるようアピールしています。

地域ケアシステム構築業務も西山手地域包括支援センターとほぼ同じで、社協が事務局となっているところに構成員として参加させていただいています。

(精道地域包括支援センター)

講演会等地域活動について計6回実施しています。内容は、認知症や介護保険制度の理解で、クイズ形式等受講される方に楽しんでいただけるよう工夫しています。講演会・地域活動はセンターの啓発、認知症の理解を深める啓発を行い、専門職と住民をつないで地域で生活する方を支えることを目的にしています。

体操教室は、ゆる体操を平成21年度から実施しています。昨年度にアンケートを行った結果、足腰の痛みが楽になった、交流の輪が広がった等が、口コミで広がっていることがわかりました。今後の課題は、同じ方が何回も利用されて新しい方が利用できる枠が少なくなっていることと、センターに来なくても継続できるような方策への働きかけの2点です。

地域活動への参加を通じて、顔の見える関係が強くなり、民生委員や地域の住民の方から地域の高齢者の安否情報や支援が必要な高齢者の情報が届きやすくなりました。

地域ケアシステム構築業務では、ネットワーク部会実行委員会を開催しています。取り組み内容は、高齢者・障がい者等支援の必要な方がかかえるニーズのうち既存のサービス等で解決できないことを専門職と住民が協働して解決できるようなシステム作りです。平成23年にケアマネジメント部会より専門機関の連携が不明確であるため、横のつながりをテーマにワンストップ教室が開催されています。お互いの機関の役割を理解し、たらいまわしを防ぐことを目的にしています。

(潮見地域包括支援センター)

パンフレットの作成から説明します。機関誌「つなぐ」ですが、A3全戸配布1回とA4のミニ版3回を発行することになりました。上半期はミニ版2回発行し、仕事内容、健康情報を掲載しました。さやわか教室をさらくえんで開催していますが交通の便で参加しにくいという意見をいただきましたので、開催場所の変更を考えています。地域活動は、自治連の夏祭りなど地域の行事に参加していました。

行事は、陽光町のリハビリ教室やお食事会に参加しました。啓発等ですが、地域包括支援センター内で三職種のための検討会や予防プランナーのための検討会、今年度新しい取り組みとして潮見カフェを企画し全市のケアマネジャーと潮見地区の介護事業所の相談員、病院の相談員に声をかけて交流と勉強会を企画して開催いたしました。

地域ケアシステム構築業務ですが、ケアネットワーク部会が1回ありました。内容は「地域で暮らす方の見守りについて」です。その中で地域の方の声を直接聞きたいという意見がでましたので、12月開催予定の内容につなげています。

(事務局 浅野)

以上で報告は終了です。

(長田会長)

確認や質問があればお願いします。

(加納委員)

社会福祉協議会の活動に地域包括支援センターの職員が来られたときには地域包括支援センターの紹介をしていますが、今後もそのような形をとらせていただいでよろ

しいですか。

(長田会長)

各地域包括支援センターよりお願いします。

(西山手地域包括支援センター)

総合相談だけではわからないことがありますので、今まで以上にお願いしたいと思います。

(潮見地域包括支援センター)

西山手地域包括支援センターと同じです。

(精道地域包括支援センター)

西山手地域包括支援センターと同じです。参加することで窓口が広がりますので、認知症やチームアプローチの周知ができると思います。

(東山手地域包括支援センター)

地域柄センターが気軽に立ち寄ることができる場所ではありませんので、職員が地域へ出向くことが必要だと思えます。顔つなぎの機会になりますのでこれからもお願いします。

(加納委員)

要支援の方の急なサービス調整等のご相談はどちらにさせていただいたらよろしいですか。

(事務局 浅野)

要支援でサービスをご利用されている方は、地域包括支援センターもしくは介護予防指定事業所が関わっています。担当ケアマネジャーがいれば担当ケアマネジャーへ、担当ケアマネジャーの情報がないようでしたら地域包括支援センターに連絡を入れていただきたいです。

(竹田委員)

地域包括支援センターの方が要支援の方の情報をすべて把握していますので、どなたを介護予防支援事業所へ委託をしているのかは地域包括支援センターが把握しています。委託先の事業所が増えてくると、要支援のプランの立て方に指導を要する事業所がでてくるのではないかと気がなっています。事業所に差があったりはしないのですか。

(事務局 奥村)

そのことがないようにケアプランチェックを行っております。

(内山委員)

ケアプランチェックはどの機関が行っているのですか。

(事務局 奥村)

芦屋市と地域包括支援センターが行っております。

(事務局 浅野)

芦屋市で行っているものは数件ケアプランの提出を事業所へ依頼し、内容を確認しています。また、介護給付適正化システムでチェックがあがっている事業所の確認を行っています。

(津村委員)

ケアプランチェックにつきましては、12月の議会からも指摘がありました。本来であれば適切なケアプランが組まれているかどうか保険者である芦屋市がすべて行うことが望ましいですが、認定者数が増えているため限られた芦屋市の職員だけですべてのケアプランチェックを行うことは難しいため、事業所からいくつかのケースをピックアップして点検している状況です。

さきほど加納委員からお話がありましたが、高齢者の相談につきましては身近な高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにご相談いただきたいです。わからないときに芦屋市に確認していただくのも問題ありません。適切に対応できるように地域包括支援センターと行政の連携を模索している状況です。

(加納委員)

相談件数を計上していることはどのような意味があるのですか。

(事務局 浅野)

相談内容の傾向や課題を把握するために行っております。どの部分を重点的に取り組んでいくかを考える指標になると思います。

(長田会長)

相談調整内容とありますが、この項目に表しきれないものはないのかと思います。地域包括支援センターに確認したいのですが、このような項目があればと思ったことはないですか。この場でも出していただく必要はありませんが、基幹型業務担当を含めて検討していただきたいです。この内容は地域包括支援センターの役割を示すことにつながると思います。直接的支援のやむを得ない通院介助の理由を参考までに聞かせて欲しいです。

(西山手地域包括支援センター)

本来給付で行うべき通院介助等をなんらかの理由で行えない場合に地域包括支援センターの三職種で対応した実数をあげています。グレーな部分を地域包括支援センターが担うことが増えてきていることも課題となっています。それをどのような形で報告書にあげていくかという経緯があり、昨年度からこのような形をとっています。長田会長がおっしゃったように細かい部分も必要となってきたと思います。

(長田会長)

件数だけでなく、本来は行わないけど行わざるを得なくなった理由が大切だと思います。

(船橋委員)

山手地区は立地条件等で体操教室への参加がづらいことはあるのですか。

(西山手地域包括支援センター)

立地というよりは他の社会資源の影響が大きいのではないかと分析しています。

(東山手地域包括支援センター)

立地条件の影響を受けていると思います。人数が実数になっていますので、延べ人数に訂正します。

(小林委員)

基本チェックリストを送付して地域包括支援センターに業務として労力がかかっているのはどの部分ですか。今年度二次予防事業の関係で予算措置したと思いますが、それが妥当な金額なのか知りたいです。

(事務局 浅野)

二次予防事業対象者1,416名のうち特に虚弱の点数が高くかつ閉じこもりのリスクの高い方を抽出し、地域包括支援センターに訪問や電話でアプローチしていただいています。一地域包括支援センターあたり30件ほどになります。その中ですこやか教室を希望された方や結果票を見て教室参加を希望された方が今年度新たに7件把握されております。

今年度は基本チェックリストの発送の初年度だったため、様子を見ながら手探りで検討してきました。次年度以降の基本チェックリスト発送の対象者、二次予防対象者のアプローチの方法や件数については現在検討中です。

(長田会長)

地域包括支援センターの方から何か課題や要望はありますか。よろしいですか。
では報告はこれで終わります。

(地域包括支援センターの職員退席)

3 その他

地域包括支援センターの運営指針(案)について

(事務局 浅野)

お手元の冊子は、地域包括支援センターの運営マニュアルとして平成24年3月に改定版が作成されました。運営マニュアルは、保険者向け、地域包括支援センター向け、受託法人向けに作成されているとともに地域包括支援センター運営協議会の委員の方にもご参照いただくことで、地域包括支援センターの業務内容、特徴、必要な関係者間の連携、ネットワーク等の共通理解を深めること等を目的として作成しています。今回の指針についてですが、地域包括支援センター業務を委託するに当たり保険者の役割として、事業の実施方針について示すこととありますので作成を進めています。芦屋市としての特徴は、包括的支援事業業務に支障をきたさないよう地域包括支援センターの三職種は原則介護予防支援計画作成を行わないとします、ということです。当初から本来業務に専念していただくようお願いしてきましたが、明文化していなかったので市の方針として入れたほうが良いという意見をいただいて入れました。地域包括支援センターからの意見として三職種以外に配置しているスーパーバイザー(SV)の役割も含めてほしいという意見もいただいておりますが、SV意見交換会で役割を検討中ですので固まりましたら入れていく予定です。後日でもご意見ございましたら浅野までご連絡ください。次回の地域包括支援センター運営協議会でお伝えします。

(内山委員)

三職種については原則介護予防支援計画作成を行わないとありますが、どなたが作成しているのですか。

(事務局 浅野)

予防プランナーが中心となってプラン作成しています。三職種も法的には兼務が可能で介護予防支援計画作成を三職種が行っている自治体もありますが、そうすると本来業務を行えなくなりますので芦屋市として当初から極力プランを作成せずに本来業務に専念していただきたいとお伝えしてきています。

(長田会長)

内容は、次の運営協議会までにご意見いただけたらということですね。

(事務局 浅野)

そうです。

(長田会長)

議題は以上です。以上で地域包括支援センター運営協議会を終了します。

閉 会